

第7号様式
(その1)

収 支 報 告 書



平成25年分

(ふ り が な)
1 政 治 団 体 の 名 称

ばんのゆたかこうえんかい
ばんの豊後援会

2 主たる事務所の所在地

半田市青山2丁目19番地8 / ※該当箇所に口すること

3 代 表 者 の 氏 名

伴野 豊

4 会 計 責 任 者 の 氏 名

伴野 誓子

政 党 団 体 の 区 分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政党資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政党資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活 動 区 域 の 区 分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

☒ 無

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名
伴野 豊 |
| 公職の種類
衆議院議員(候補者等) |

資金管理団体の指定の期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

「本年の収入額」及び「支出総額」がともに「0」の場合
でかつ、資産等が全て「無」の場合は、表紙(①)及び
水色の様式(②、③、④)の4枚のみ提出してください

受付番号 ①

1622

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	6,838,965
(前年からの繰越額)	6,838,965
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	101,958
翌年への繰越額	6,737,007

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	12,000	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	12,000	
(4) 事 務 所 費	77,958	
小 計	101,958	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	0	
合 計	101,958	

(その14)

(2)経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		光熱水費 /	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
事務所光熱費 /	12,000 /	25.12.25 /	民主党愛知県第8区総支部 /	半田市青山2-19-8 /	
この頁の小計	12,000	(注1)「国会議員関係政治団体」及び「資金管理団体」以外の団体は、この用紙を提出する必要はありません。			
その他の支出	0	(注2) 国会議員関係政治団体である間に行った支出については1万円超、資金管理団体である間に行った支出については5万円以上の支出をすべて戸別に記載し、それより少ない額の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
合 計	12,000	(注3)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		備品・消耗品費(消耗品費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
消耗品費 /	12,000	25.12.25 /	民主党愛知県第8区総支部 /	半田市青山2-19-8 /	
この頁の小計	12,000	(注1)「国会議員関係政治団体」及び「資金管理団体」以外の団体は、この用紙を提出する必要はありません。 (注2) 国会議員関係政治団体である間に行った支出については1万円超、資金管理団体である間に行った支出については5万円以上の支出をすべて戸別に記載し、それより少ない額の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。 (注3)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	0				
合計	12,000				

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		事務所費(賃借料)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所費	60,000	25.12.25	民主党愛知県第8区総支部	半田市青山2-19-8	
この頁の小計	60,000	(注1)「国会議員関係政治団体」及び「資金管理団体」以外の団体は、この用紙を提出する必要はありません。 (注2) 国会議員関係政治団体である間に行った支出については1万円超、資金管理団体である間に行った支出については5万円以上の支出をすべて戸別に記載し、それより少ない額の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	0				
合計	60,000				

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項 目 別 区 分		事務所費(事務管理費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
監査料金 /	17,958	25.5.8 /	大塚税理士事務所 /	愛知県知多市八幡字三反田29番地65 /	
この頁の小計	17,958	(注1)「国会議員関係政治団体」及び「資金管理団体」以外の団体は、この用紙を提出する必要はありません。			
その他の支出	0	(注2) 国会議員関係政治団体である間に行った支出については1万円超、資金管理団体である間に行った支出については5万円以上の支出をすべて戸別に記載し、それより少ない額の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
合 計	17,958	(注3)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。



有に☑の場合は、項目別区分ごとに(その18)を作成してください。 ⑰

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年⁵_月²³_日


政治団体の名称 ばんの豊後援会

会計責任者の氏名 伴野 誓子

代表者の氏名
(解散時のみ)



印

(注)政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の署名・押印のほか、代表者の署名と押印が必要です。

政治資金監査報告書

平成 26 年 5 月 22 日

ばんの豊後援会

代表 伴野 豊 殿

登録政治資金監査人

登 録 番 号

研修終了年月日

大塚 康夫 

第 3 4 4 2 号

平成 2 2 年 2 月 5 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、ばんの豊後援会の平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 項第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、ばんの豊後援会の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

3 業務制限

ばんの豊後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、ばんの豊後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第 17 条第 1 項に規定する報告書」とすること。

- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。